

スマートコミュニティ推進奨励金交付要綱改正(案)に伴う 概要説明書

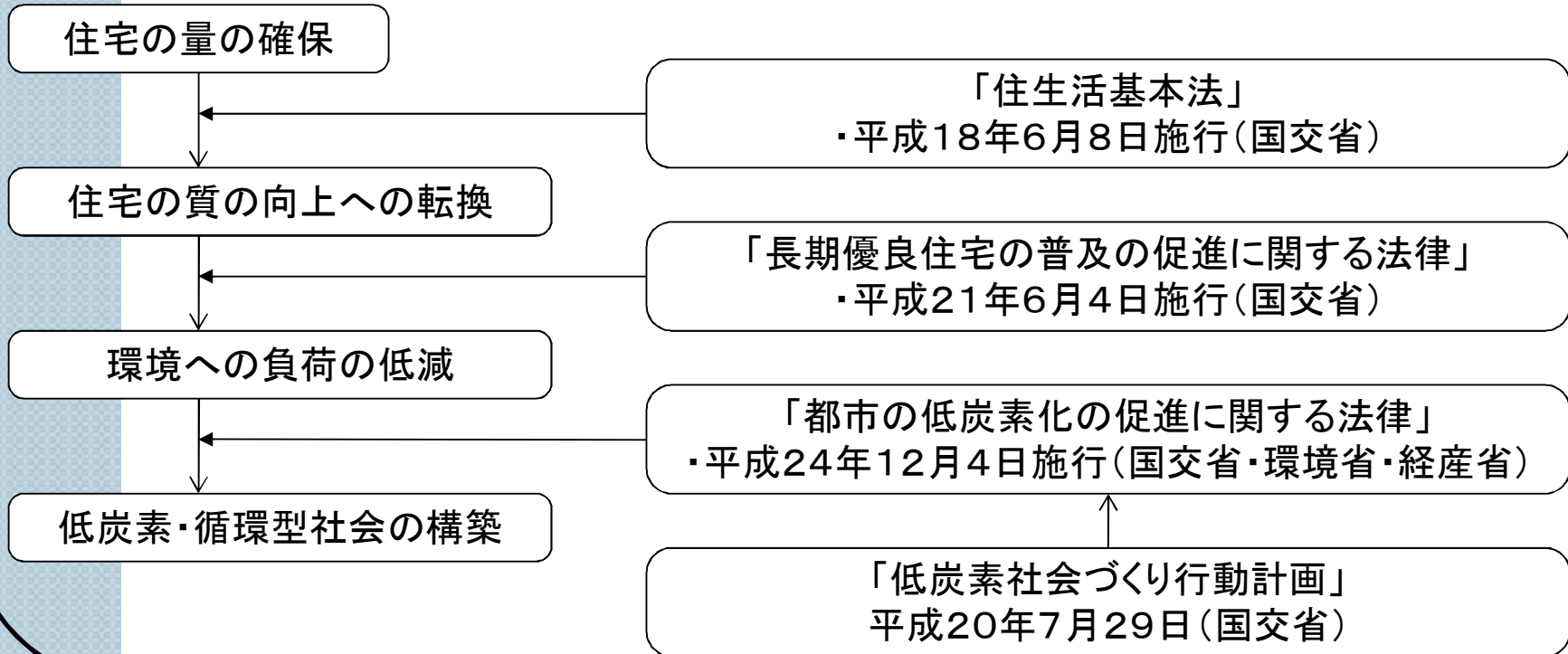
平成25年9月

都市整備部建築課

2013/9/5

1 背景

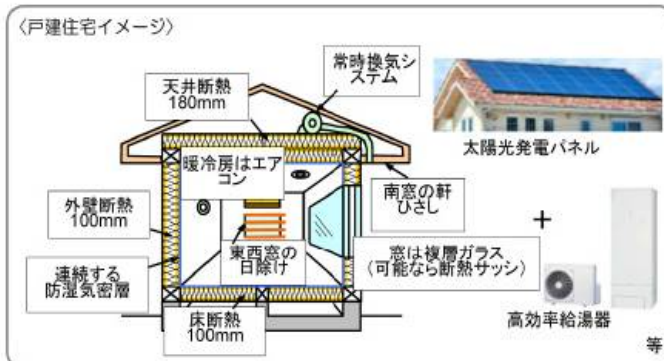
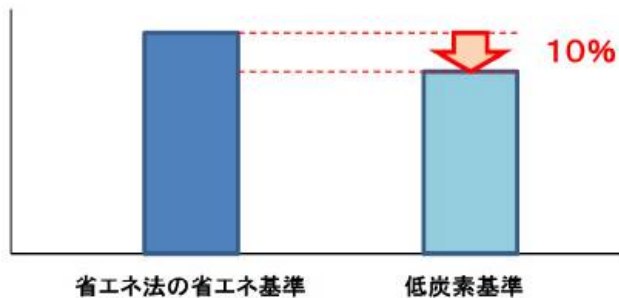
- ・国は、今後の少子、高齢化社会に向け、これまでの住宅を作って壊す(消費社会)から住宅を長期に使用する(ストック社会)への政策転換を示す。
- ・東日本大震災を契機としたエネルギー需要の変化などから、今後は低炭素・循環型社会の構築に向けての枠組みが法制化されつつある。



「都市の低炭素化の促進に関する法律」で定める低炭素建築物とは？

省エネルギー性に関する基準

省エネ法の省エネ新基準(2013年度施行予定)に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が△10%以上となること。(※)



※省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

その他の低炭素化に資する措置に関する基準

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること。

○HEMSの導入

エネルギー使用量の「見える化」などにより居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。



○節水対策

節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。



○木材の利用

木材などの低炭素化に資する材料を利用している。



○ヒートアイランド対策

敷地や屋上、壁面の緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。



(低炭素建築物のイメージ図)国土交通省のホームページから

国及び全国の自治体において環境に配慮した低炭素型のまちづくりが進められている。

2 上位計画の中での位置づけ

国の方針

- ・国における、「エネルギー白書」「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」などを踏まえ、本市においても「生駒市総合計画」「生駒市環境基本条例」などにおいて、再生可能エネルギーの普及・促進による環境への負荷の少ない循環型社会の構築について定められている。

■新成長戦略～輝きある日本へ (経済産業省)

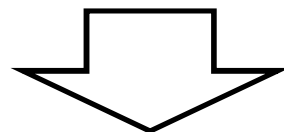
- ・グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

■低炭素・循環型社会の構築 (国交省、環境省、経産省)

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律

■エネルギー白書 (経産省－資源エネルギー庁)

- ・新たなエネルギー社会の実現
 - －次世代エネルギー・社会システムの構築－
 - ・スマートコミュニティ構築に向けた取組
 - ・まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用の推進
 - ・HEMS等に係る標準化に関する検討など





経済産業省のホームページから

生駒市総合計画

「低炭素型都市などに対応した都市機構の実現を目指した事業展開」
・新エネルギーや新技術の活用による環境・景観に配慮した住宅の供給

生駒市都市
計画マスター
プラン

「環境配慮や持続可能な
まちづくりの重要性」
・住宅に省エネルギー化、太陽
発電システムの導入などの推
進・誘導

生駒市
環境基本
条例

「環境への負荷の少ない循環を基調と
した持続的に発展することができる
社会の構築」
・地球温暖化防止等に資する再生可能エネ
ルギーの普及、及び効率的な利用の促進

生駒市スマートコミュニティ推進奨励金交付要綱

3 施策

■本市は積極的に環境先進都市を目指しており、現在行っている個別住戸への省エネルギー対策補助をより推進発展するため、低炭素型のコミュニティ社会の推進を図る。

(平成25年度)個別住戸への対策

- ①生駒市太陽光発電普及促進事業補助
補助額:10万円/件(300件)
- ②生駒市家庭用燃料電池設置補助
補助額:10万円/件(50件)
- ③生駒市雨水タンク設置補助
補助額:2万円/件(100件)
- ④生駒市住宅省エネルギー改修工事補助
補助額:工事費の1/3(50万円限度)(20件)
- ⑤生駒市省エネ家電買換え補助(予算600万円)
 - ・エアコン 1万円/件
 - ・冷蔵庫 1万円/件
 - ・LED照明器具 5千円/件



景観、環境等に配慮した
低炭素型社会

地域コミュニティの形成

生駒市スマートコミュニティ
推進奨励金交付要綱

- 開発行為に関する整備事項
 - ・地域の中心部に公園・集会用地を併設したコミュニティスペースの配置など
- 建築行為に関する整備事項
 - ・太陽光発電設備
 - ・燃料電池
 - ・HEMS
 - ・緑被率20% 緑視率 15%
 - ・雨水タンク
 - ・LED照明など

4 改正(案)の概要

本市の施策を推進するため、「生駒市スマートコミュニティ推進奨励金交付要綱」を平成24年11月12日に制定しているが、今回、全体計画認定の整備基準および奨励金の金額等、同要綱の内容の明確化を行うことにより、事業をより進めやすく、かつ公平性に努めた。主な改正(案)内容は次のとおりである。

[改正(案)の概要]

	旧	新								
交付対象	○事業者に奨励金を交付【第1条】	○住宅購入者に奨励金を交付。住宅購入者の同意があれば「事業者」に交付【第1条、第11条】								
対象地域	○戸数50戸以上の開発【第2条】	○1ha以上の開発【第2条】								
全体計画認定要件の整理	<ul style="list-style-type: none"> ○開発完了及び建築工事完了までの整備事項で分類 ○環境、エネルギー等に関する整備事項で分類 ○認定要件(一部) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時用施設(仮設トイレ柵、炊出しベンチ、防災用資器材を備えた倉庫等)(協議事項) ・耐震型貯水槽(40t)(協議事項) ・全戸に次に掲げる設備を設置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽光発電設備(出力が3kw以上のものに限る。) イ 住宅用蓄電池又は自動車の蓄電池と連携可能な配管 ウ 燃料電池 エ スマートメーター オ HEMS(各戸毎に発電量・使用電力量が表示できる装置) カ 外部コンセント(EV・PHV対応型) ・全戸にディスポージャーの設置(協議事項) <p>【第5条第2項の次の表】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者と住宅購入者による整備事項で分類 ○必須事項と任意・協議事項で分類 ○旧認定要件から次のものを削除 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時用施設(仮設トイレ柵、炊出しベンチ) ・耐震型貯水槽(40t) ・スマートメーター ・ディスポージャー ○旧認定要件に次のものを追加 <ul style="list-style-type: none"> ・3/4以上が建築行為に関する整備事項を実施 ・低炭素建築物又は環境共生住宅の認定取得 ・LED照明の設置 <p>【第4条第2項による別表】</p>								
奨励金額	○1戸当たり100万円の範囲内(特に優れたと認められる場合は120万円) 【第11条第1項、第2項】	<ul style="list-style-type: none"> ○別表の整備事項で認定したポイントの合計(1ポイント=1万円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>必須事項</td> <td>30万円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">最大65万円</td> </tr> <tr> <td>任意・協議事項</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>提案事項</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>【第10条第1項、第2項】</p>	必須事項	30万円	}	最大65万円	任意・協議事項	30万円	提案事項	5万円
必須事項	30万円	}	最大65万円							
任意・協議事項	30万円									
提案事項	5万円									

全体計画認定事項及び奨励金ポイント表

1 事業者 開発行為に関する整備事項(1開発当たり)

必須事項

- ・1ha以上の開発行為を行う地域とする。 ・1戸当たりの最低敷地面積は、180㎡とする。
- ・全住戸の4分の3以上の住戸が建築行為に関する整備事項(1住戸あたり)を実施
- ・地域内の中心部に公園、集会所用地(80戸以上の場合)を併設したコミュニティスペースを配置する。
- ・防災倉庫(防災用資器材含む。)の設置。ただし、開発戸数が80戸以上の場合とする
- ・ごみ集積場の設置 ・PR看板の設置

2 住宅購入者 建築行為に関する整備事項(1住宅当たり)

必須事項

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)による認定取得(5ポイント)
- ・太陽光発電設備(出力が3kw以上10kw未満)(10ポイント)
- ・燃料電池(10ポイント)
- ・HEMS(2ポイント)
- ・敷地面積に対し緑被率20%、土仕上げ5%以上確保(3ポイント)

合計 30 ポイント

任意・協議事項

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)による低炭素建築物の認定取得又は環境共生住宅の認定取得(5ポイント)
- ・住宅用蓄電池(10ポイント) ・自動車の蓄電池と連携可能な配管(2ポイント) ・外部コンセント(EV・PHV対応型)(2ポイント)
- ・寄棟、切妻などの勾配屋根(3ポイント) ・緑視率(各戸単位)を15%以上確保(3ポイント)
- ・雨水貯留タンク(100ℓ以上)(2ポイント) ・敷地内及び宅内全てにLED照明を設置(3ポイント)

最大 30 ポイント

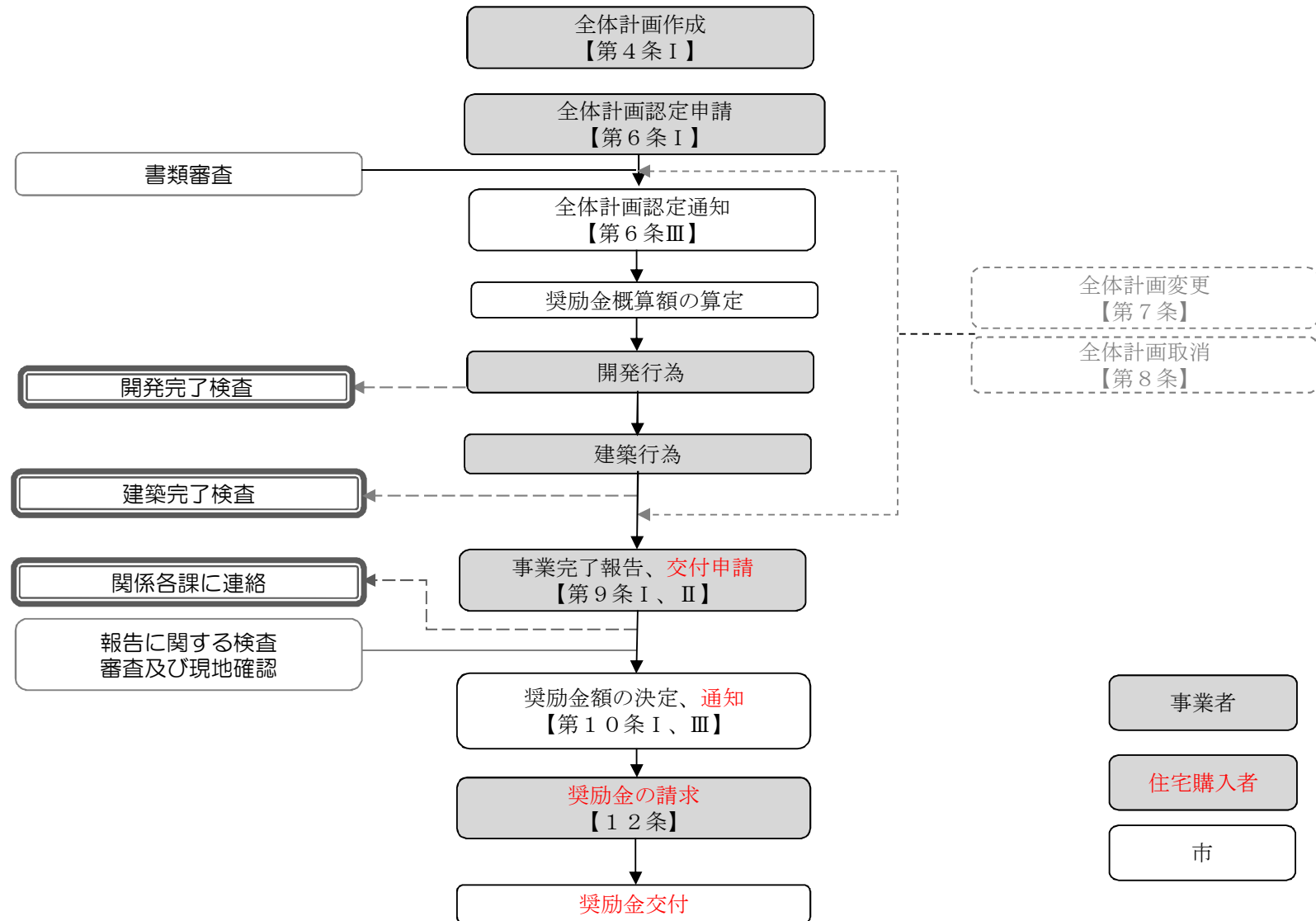
3 事業者提案事項

- ・建築事項において耐震、省エネ、環境、景観等この要綱の趣旨に沿ったものについて最大5ポイント以内で決定したポイントを付与

最大 5 ポイント

最大
合計 65 ポイント

5 奨励金交付に関するフロー



6 今後の方向

①集合住宅のスマートコミュニティ推進

戸建住宅を中心とした低炭素化・省エネ化を積極的に推進するとともに、集合住宅についても同様にスマートコミュニティの推進を検討していく。

②コンパクトシティへの移行

公共公益施設(病院、社会福祉施設等)や共同住宅等の集約によるコンパクトで便利なまちづくり、歩いて暮らせるまちづくりを進めるなど都市機能の集約化を進める。

③低炭素推進区域の選定

これらを踏まえ、低炭素なまちづくりを特に進めていく区域を選定し「低炭素まちづくりの計画等」の策定を検討する。

